

大田市告示第54号

大田市不良空家等除却事業補助金交付要綱（平成31年大田市告示第56号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

大田市長 楫野弘和

第2条第1号中「木造」及び「おおむね1年以上」を削り、同条第3号中「木造住宅又は木造」を削る。

第3条第1項中「第6条」を「第7条」に改める。

第5条第1項ただし書中「第7条」を「第8条」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第7条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第10条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

第11条第1項中「第8条」を「第9条」に改める。

第12条中「速やかに」を「事業の完了日から起算して1か月以内又は交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに」に改め、同条後段を削る。

附則第2項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

様式第1号中「木造」及び「□ 空家としておおむね1年以上使用されていないことを確認できる書類」を削る。

様式第2号中「要綱第7条の規定による」を「要綱第8条の規定による」に改める。

様式第3号中「第6条」を「第7条」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和4年3月31日から施行する。